

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和5年8月28日(月) 第3委員会室
2. 出席委員 吉川遂也委員長 藤原洋二副委員長 堀井秀昭 徳永泰臣 近藤久子 政野太
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説 明 員 中村雅文企画振興部自治定住課長 荒木優一企画振興部自治定住課自治振興係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 なし
8. 会議に付した事件

- 1 所管事務調査について

午後1時29分 開 議

- 吉川遂也委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。傍聴、録音、写真撮影、録画を許可いたします。

1 本市における自治組織の課題と対策等について

- 吉川遂也委員長 本日の会議を始めたいと思います。前回で所管事務調査の一環としまして、本市における自治組織の課題と対策等についてというテーマを挙げておりまして、本日は、企画振興部自治定住課の中村課長と荒木係長をお呼びして、課題の共有、あるいは問題の洗い出し等についての話をしたいと思っております。特に資料等はつけておりませんが、皆さんの自由討論というところで問題の共有化・明確化をしていきたいと考えております。それぞれの意見を活発に出していただきますようによろしく願いいたします。自己紹介をまずお願いします。
- 中村雅文自治定住課長 企画振興部自治定住課長の中村でございます。よろしく願いいたします。
- 荒木優一自治定住課自治振興係長 企画振興部自治定住課自治振興係長の荒木です。よろしく願いいたします。
- 吉川遂也委員長 今回、自治組織の課題・対策等についてテーマにしたのは、昨年度、市民と語る会等の中での話にもそういったテーマがかなり出てまいりまして、自治振興区の活動が減退化している、あるいは組織が弱体化している、コミュニティー能力が低下している等の課題を聞く機会がありました。その課題解決あるいは問題の共有化を図る必要があるのではないかとということで、今回所管事務調査の一つに挙げさせていただいたという次第です。まず初めに、自治定住課からどのような問題の把握の仕方、アンケート調査を実施されたという話も聞いておりますので、その事業についての説明、あるいは結果の報告等を踏まえてお話をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。課長。
- 中村雅文自治定住課長 22自治振興区が市内にございますけれども、定期的な情報交換、あるいは各

種事業を行っております。その中で近年出ておりますのが、人口減少とともに、交付金の在り方、格差が振興区によって非常にあるということが1点。それからあと事務局員、自治振興センターを活動拠点として活動頂いておりますが、自治振興区の人材確保という面で処遇の改善を図ってほしいという意見が近年出ております。一つには、若い力を活用したいという部分もございますし、仕事として就いていただいているのである程度の活動もあることながら、やはり生活という部分もあるので身分保障をしてほしいという意見が出されております。そういった中で自治振興区連合会では、組織検討委員会を組織しまして検討を始めることといたしました。これは現在10名の自治振興区長、あるいは会長により組織されておまして、正式に言うとも理事という扱いでございます。1市6町合併しまして、各地域の代表1名、計7名で行っていたのですが、そうは言いましても東城と庄原は人口が多いということで、庄原地区から会長・副会長の3名、そして東城からも会長・副会長ということで、1名ずつの計10名で組織検討委員会を組織しまして、これまで4回の会議を持っております。令和4年度で3回、そして令和5年度も既に1回、話をしております。こういった中で、やはり交付金の格差、それから22の振興区が現状に沿っているのかという各論に入っていきますと、委員の議論も狭まってくるということで、なかなか進んでいかなかったという現状もこれまであります。そのような状況を踏まえまして、県立広島大学の事業で、地域戦略共同プロジェクト事業に取り組みれるということで、住民自治組織の在り方についての調査研究を行っていただけないかと依頼を行いましたところ、令和4年度において採択頂き西村先生が担当して調査をしていただいて、調査結果が出ているという状況です。それから、自治振興区内におきましてもアンケート等を行い、その内容をもとに現在今後の進め方を検討している最中でございます。まず西村先生の調査は、22の振興区とそれから199自治会がございまして、ここにアンケート調査をされております。ほぼ7割程度の回答率で、自治振興区に当たっては18自治振興区、それから自治会に当たっては127回答いただいたという結果でございます。自治振興区の課題等といたしましては、やはり役員の後継者不足、固定化、高齢化、それから行政からの業務の増加と負担感、事務職員の処遇改善、一部には市の職員を派遣して事業を行ってほしいという要望、行政と自治振興区の改めての役割分担というようなところが出されております。それから自治会の回答も、同じく役員の後継者不足、固定化、高齢化というところは共通でございました。それから、少子高齢化に伴う活動の低下、このあたりはコロナ禍も影響しているのかとは思いますが、総括といたしまして、西村先生からは自治会を含め自治振興区も含めて統廃合というのは必要不可欠な状況があるのではないかというのが1点。これは役員不足、事業の実施状況から見て、そのような住民自治組織があると。それから行政と住民自治組織の役割分担、関係性を再確認及び見直す必要があるのではないかというのが2点目。それから三つ目は速やかに協議を行われ、地域の特性に合った組織の見直しを進めていくべきではないかという提案、総括を頂いております。簡単にまとめるとこの三つ。統廃合が必要な組織があると。それから、行政と住民自治組織の役割分担を行うべきであると。その協議を速やかに行ったほうがよいという御意見をいただいております。このような結果を含めまして、組織検討委員会、10名の委員会でございますけれども、三つ方向性を出しておまして、持続可能な組織の規模について一定の指針を示す。それから、交付金の配分方法について再検討を行っていかう。それから、組織再編を含めた交付金の見直しを検討する、というこの三つの方向性を一応確認しておまして、今後もその方向で協議を進めていくと。22の振興区、区長・会長からの意見は、やはり22の振興区は再編の必要があるという認識はあるのですが、各論に入っていくとなかなか意見

交換が進んでいかないと、それから思いがいろいろあるというところで、少し足踏みをしている状態だということが言えると思います。以上でございます。

○吉川 先ほど課長からいろいろ報告等がございました。それぞれの委員の中で、問題提起、あるいは問題把握をしていることの報告等がありましたら意見をお願いしたいと思います。近藤委員。

○近藤 お聞きしても、今言われたようなことがどこにでも出てくるわけです。アンケートと同じようなことを私たちが聞いているのですけれども、結局再編と認識があっても、各論になればなかなか思いがあって、あそこ一緒になったら草刈の申請書も遠くなるから始まるわけですね。足踏み状態をいつまで続けるのだろう。かといってこのままではいけないことを皆さんもよく御存じでわかってらっしゃる。例えば3年後とか何年後をめどに、ここまではやっていきましょう、話を詰めましょうという話はまだないのですか。今意見を聞くだけですか。

○吉川 課長。

○中村 先ほど申しましたように、自治振興区連合会組織検討委員会では三つの方針を示しております。一つは先ほど近藤委員が言われるように、組織の規模について一定の指針を示すということになっています。今年度中には一定規模の、これぐらいの規模でないと自治振興区の活動が難しいのではないかと示すということは協議されております。そういった中で、今、さらに課題となっているのが、自治振興センターに2名、3名事務局員がいらっしゃる振興区があるのですけれども、これは庄原、東城、東。人口3,000人以上の振興区に3名置こうという基準は設けております。残りの19の振興区は全部2名なのです。敷信が約2,700人、新坂が180人なので、ここが同じ2名でありながら、かなり事務量と事業が違うのです。この差というのが、新坂と敷信だけではないのですけれども、それぐらい違うのでそこは何とか方針を出していかないと、そうは言っても事務量、それから業務量がかかなり違うだろうという話は皆さん御認識があります。一定規模以上の自治振興区には、事務局員が2名、一定規模以下になるとそこはある程度の人数を、例えば1.5人であるとか、予算が。そうなりますと、特別交付金といまして人件費を市から指定管理も含めて交付しているわけですが、どうしても1.5人ないし事務局長1人と代替職員となると、予算が残りますのでその部分を正規職員の昇給でありますとか、処遇改善に充てていったらどうかという意見が出ております。今後の方向としてはそのような議論が中心になっていくのかなと思いますが、近々その規模を皆さんで話していただいております。一度こういう話が始まったときに統合は人数で決まるのですか、世帯で決まるのですかという議論もありまして、基本的には活動内容で見えないといけないのではないかと。この振興区はこういうことをしているけれども、ここはできていない、あまりできてないということになると、同じ市内に住んでいる住民自治組織でありながら、中身に差がある。そうは言いますが、一定の規模は決めて方針は示すのですが、基本的にはその意思を尊重して、活動内容を見ながら組織の統合等も図っていくという方向になっていくのではないかと思います。

○吉川 ほかに委員から意見がありますか。副委員長。

○藤原 先ほど人数のこともありましたけれども、懸念するのが500人を切った、1000人を切ったようなところの年齢構成も検討を頂きたいと思うのです。例えて言うならば、新坂が180人で高齢者が80%以上とか、地域の構成員がすごく差があると思うのです。役員になれないというのわかりますし、新たな行政課題に対応することもなかなか難しいようなことがありますので、年齢構

成についても検討いただいて、方向性を出していただきたいと思います。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 おっしゃいますように、その辺が現在はかなり考慮されておる状況です。活動の基本となる交付金の基準が今人口、世帯、後期高齢者比率75歳以上、それから年少人口0歳から14歳、この四つの項目が基準となっております。その中でも後期高齢者比率は高い割合で配分されておりますので、逆に言いますと人口の多いところが少し低くて、人口の少ないところは高いという構成になっております。これについて余り異論はないのですが、現状で言いますと敷信自治振興区が、1人当たりが人口で割戻しますと1,970円です。一番多いのが八鉾になっていまして、この計算をしていくと6,484円。約3.29倍の格差となっておりますので、一概には大き過ぎるではないかとも言えません。そのような状況があることで、この格差を、約3倍ありますので、まずは縮めていく努力が必要なのではないかということになっているのです。今人口1人当たりの交付金配分が3,472円になっていまして、合併したときは1人当たりが2,770円ぐらい。要は1人当たりの単価がどんどん上がってきていますので、この1人当たりの交付金の単価もある程度決めて、予算を決めて配分してはどうかという意見も出ている状況でございます。

○吉川遂也委員長 交付金の話が出ていますけれども、交付金の全体額というものはこれは上下動する基準か何かがあるのでしょうか。

○中村雅文自治定住課長 持続可能な財政運営プランで一度、5%のカットが入りまして、今1億1,400万円が基準になっており、これを先ほど言いました4つの項目で割戻してそれぞれ配分をしているという状況でございます。この1億1,400万円でいくと、今1人当たりが3,472円ということで、合併時から比べると700円ぐらい1人当たりが多くなっていると。高齢化も進んでいますので、それも考慮した上での配分が必要かと思いますが、例えばこれを1人当たり3,000円に決めると、今でいうと9,600万円になりますので、約1,800万円差額が出る。それを人件費、昇給に充てられないかという意見も少し出始めておりまして、その辺がデリケートなのですけれども、検討はせざるを得ない。ただ、ふえることは恐らく難しいかなとは思っています。ふやすとなると、では何をするのかということになるので、なかなか活動的には厳しいのかと思う。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 人件費部分はいくらなのですか。1億1,400万外だと思うのですが、大体どのぐらいなのか。

○中村雅文自治定住課長 事務局長が約5,900万円。22人いらっしゃいます。事務局員が25人おられまして、約6,200万円ですから、1億2,000万円が人件費。2億3,500万あたりが振興区への交付金となっております。

○吉川遂也委員長 負担感という話がありまして、行政と自治活動のすみ分けが大事だという話がありました。どの事務局さんにも聞いても、何でもかんでも振興区へ皆下請に出すみたいな話が聞かれがちなどころではあるのですが、実質、それほど業務委託というか、市のすべきことを振興区が担っている部分というのはどういったものがあって、出されているほうからすると多いと思われているのか、まだこんなものかと思われているのか。その辺の感触を伺いたいと思います。課長。

○中村雅文自治定住課長 基本的に活動の交付金を1億1,400万出していると言いましたが、これはこれに使ってください、これをやってくださいという交付金ではないので、それぞれ振興区ごとの独自

の取り組みをされております。自治定住課でもある程度こんな業務をされているというのは把握しておりますが、それぞれの活動が少し違いますので、全ては把握し切れていないのです。基本的には高齢者の事業の部分が近年どうもふえておまして、地域包括ケアシステムを初めとして高齢者の見守りであるとか、それから生活交通であるとか、それから買い物の問題、それから有害鳥獣対策等は高齢者の部分が非常に大きくなっていて、そこに取り組まれている自治振興区におきましてはなかなか業務が減ることがありませんので、中心的になられているところは負担が多くなっているというところもあるのかとは思いますが。ただ先ほど言いましたように、自治定住課の交付金はこれをしなさいと言って交付しているわけではないので、自由なお金なので自治会への配分も当然ありますし、それは独自の取り組みが進められているかと思っております。高齢者の部分が、どうも聞きますという御相談が多いとは思いますが。

○吉川遂也委員長　ほかに何か意見ありますか。近藤委員。

○近藤久子委員　3.3倍違いますよね、敷信と八銚は、3.3倍もらってらっしゃる八銚の自治振興区の方は、それをどういうふうに捉えてらっしゃるのですか。

○吉川遂也委員長　課長。

○中村雅文自治定住課長　基本的に3.3倍と言いながら、交付金が265万8,000円なので額自体は少ないのです。逆に庄原が1番多いのですけれども、1,259万5,000円で、庄原、敷信、人口が比較的多いところは近年、年に30万円から50万円交付金がふえておまして、またふえるのかと。この程度でいいのではないかと感じられている振興区もあるようですので、そこらのバランスをとりたいと思います。八銚を言ったのですけれども、高野、比和あたりもそんなに額が違わないので、やはり旧郡部のところで比率的には高くなっているというところがあります。

○政野太委員　余りその差は気にしていなくて、要するに1人で割った人口が少ないから、固定費の部分がたくさんかかっていることが大きいウエートを占めていると思うのです。それよりもいわゆる公民館活動されていたところの平成17年にこの自治振興区ができたときの算定基準が、いまだに残っているのではないかと思うのですよ。その差はどれぐらいあるのか。

○吉川遂也委員長　課長。

○中村雅文自治定住課長　先ほど人口、世帯、後期高齢者比率、年少人口と言いましたけれども、合併前の予算配分がこのウエートを約半分ぐらい占めておまして、庄原地域と東城地域は公民館派遣主事がおられた。要するに市町の職員が貼り付かれておまして活動された部分があって、その人件費は入っていないのです。よその地域はもう公民館に補助金を出して活動されていたので、もちろんその専属の市町の職員はいなかったもので、補助金の額が高いのです。庄原と東城については公民館派遣主事がいたので、その部分は低いのです。その率でいっているのです、庄原・東城については低い。今の計算上でも低い。それが政野議員おっしゃるように、もともとの算定基準に50%ぐらいは影響していますので、格差が少し出ているということもございます。ですからやはり東城などは、昔のように派遣職員と一緒にできないかという意見もまだある。その時はうまくいっていたのだけれどもみないな相談も多いという事実です。

○吉川遂也委員長　政野委員。

○政野太委員　再編をする形にするかどういう形になるかは別として、一定の数字に将来的に合わせていくということだったのですけれども、それでも予算総額が上がることはないですよ。そうなる、

非常に再編は難しくなるのではないかと思うのです。例えば八鉦は今1人当たりに換算するそうだけれども、再編して人数がふえれば。だから、1人当たりの算出というのは余り意味がないものと理解していいということですよ。

○中村雅文自治定住課長　　ただ特に旧庄原市と郡部のところでその差が非常に議論になるので、そこは難しいところであります。条件が違いますから。

○吉川遂也委員長　　政野委員。

○政野太委員　　このとおり、多いところでは庄原地区の5,790人。1番少ないところは新坂の181人。これらから出てくる意見の差はどんなものがありますか。例えば課題が違うと思うのですよね。それらを平均してこの三つの指針を立てられたのではないかと思うのですけれども、この意見の差というのはあるものですか。

○吉川遂也委員長　　課長。

○中村雅文自治定住課長　　規模が小さい振興区になればなるほど自治会への配分が少なく、振興区自体が庄原とか大きいところという自治会の活動のような形の中身になっているというのが事実かと思えます。

○吉川遂也委員長　　振興区と下部組織に自治会があろうと思うのですが、その業務分担というかやることの違いです。その辺についてどういう把握をすればいいか、説明を求めたいと思います。課長。

○中村雅文自治定住課長　　これも地域によって非常に差がありまして、例えば敬老会ですね。大きい自治振興区でも自治振興区がされているところもありますし、また自治会がやられているところもある。同じ規模でもやり方がかなり違っているという現状がございまして、それは昔からの流れが一定程度あるのだと思う。他の事業にしてもそういう面が、ふるさと祭り、夏祭り等、振興区全体で2,000人でも2,500人でもされるところもあれば、300人400人だけれども、自治会単位でやっているところもまだあります。そこは一概に言えないですけれども、先ほど言いましたように小さい自治振興区ほど中身の活動がほぼ、自治会活動のような形に近づいているということはあるかと思えます。

○吉川遂也委員長　　松本委員。

○松本みのり委員　　22の自治振興区で再編の必要性は皆さん感じられているけれども、具体的な話になるとなかなか進まなくなってしまうというお話がありました。どんどん状況が進んで、もう本当にやりきれないから統合させてくれとなったときに、これまでの事務とか事業をどうするのか。どういうふうに統合してまとめていくのかというサポート体制は、どのように考えられているのか。

○吉川遂也委員長　　課長。

○中村雅文自治定住課長　　それにつきましては、やはり自治定住課が担っていかないといけないのだろうと思います。実際に自治会が統合されたところが幾つかありまして、ここでは規模が小さいので主には財産の処分の相談のみだったのですけれども、今度自治振興区が例えば一緒になりたいのだということになりますと、やはり市が入りまして、一緒に話をしていかないといけないかなと思っています。議会報告会において、よく市民の方が言われるのだと思うのですけれども、役員の成り手がなくて困っていると、どうしたらいいかということが一つあるのです。もう一つは先ほど言いましたように、振興区が再編しようとしたら、いや22でいくと、ここは一緒にならないと自らおっしゃるわけです。別の場に出ると役員不足なのでどうにかしてくれというのは、非常にミスマッチを起こしている。役員がいなくて言われているところは、傾向を見ますとやはり事業が少ない。生涯学習事業に

しても地域の事業にしても、役員体制が整っているところはある程度事業が充実していて、参加者があって、人がつながっていて、人の顔が恐らく見えるのだらうと思うのです。ですから次はこういう人をお願いしてみようとか、ここにはこういう人がいらっしゃるよという情報が中で共有されるので、うまい改定になっているのかなど。役員がいらないから、もう自治振興区に任されても困るよと言われるようなところは、全部が全部ではないのですが、やはり事業が少なくて少し人のつながりというか地域コミュニティが低下しているところが多いのかなとは思っているので、組織検討委員会も、うちは単独で行きたいと言われたところももう役員はいないというのは、言われると話が進まなくなるので、そこは整理しながら進めていかないといけないと。

○政野太委員 再編をするという一つの方向性があるということなのですが、一つは分割をするという考え方もぜひお持ち頂きたいと思っています。それはなぜかという、今、中村課長が言われたとおり、事業が少ない。少ない理由はなにか。担い手が本当にいないのかといえはいる地域は非常に多いと思うのです。何かというと大きい自治振興区になればなるほど、役員のみでの事業展開が非常に多く見られると思います。もちろん市民にも案内はかかるけれども、実際に参加する市民というのはほとんどいない状況にある。そういったところが、コミュニティが不足してくる一つの要因になっている。その結果、災害等の緊急事態のときにも組織をすることが難しくなっているという現実も感じております。東城地域に住んでいるので東城のことですけれども、広さも非常に大きい、それから人口も多い。その中で一つの組織をつくるのは非常に難しい人数ではないかと感じております。庄原のことはわかりませんが、庄原も恐らく同じような課題があるのではないかと感じます。いわゆる3,000人を超えるような地域ではですね。それでも自治会がしっかりと活動していれば、その自治会の活動が振興区へつながることはあるとは思いますが、22自治振興区を押し並べるのであれば、合併もあれば分割もあればというような方向もあり得るのではないかとと思うので、ひとつ意見として言わせてもらいたい。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 おっしゃいますように、例えば庄原でありますとか敷信でありますとか、市街地部分はいいのですけれども、その周りは非常に空き家、人口減少激しく進んでいるのです。振興区で取り組むとなると、その辺りが非常に議題になりにくくて、どうしても人数の多いところの事業が中心になっている。敷信も合併後、人口がふえているのですが、旧の実留でありますとかその辺りは非常に人口が減っているという現状もあるのです。例えばそこで空き家対策やりましょうという話にならないのですよね。そこだけできないからとか、全体的には人口がふえているではないかとかいう議論にどうしてもなって、地域課題も非常に大きいところはもう二極化している部分もありますので、政野議員おっしゃいますように、その実情に応じてということも一つはポイントになってくるのかなとは思いますが、取り組みが違いますので。

○吉川遂也委員長 取り組みが違うという話であれば、それを認められているというところで、人口の多い振興区と少ない振興区と、先ほど来あるように交付金は出すよと。その中身については触れないと。何をするとか、知っているけれど別に関与するべきものではないというような、一方で自治をすごく認めて自治活動をやってくれと。市としての態度はそうだと。一方で地域課題をいろいろあって、それを取り組むか取り組まないかも含めて自治振興区次第だということになると、やっているところとやらないところの差がどんどん出てきますよね。その辺の地域課題に取り組んでいる自治振興区

についての活動の差があるのではないかという認識については、どの程度把握されて今後どうすべきかということについて、考えておられるところがあればお願いします。課長。

○中村雅文自治定住課長 全自治振興区で共通の課題があるのですけれども、高齢者の対策などもあるので、空き家、人口減少、それから生活交通と地域防災ですね。この三つについてはどの振興区も課題がありまして、自治定住課はまずは担当なので、空き家対策の定住の地域マネジャーを置いてくれと。それについては要望があれ、地域マネジャーを置きますからという話をずっとしておりまして、年々ふえてきております。ところによってはその役割分担をされて、2人おられるところもあるので、それから地域防災についてもやはり災害が多いということで、非常に取組まれるところがふえてきました。生活交通についても少しずつではあるのですが、地域マネジャーを置かれて、どうしても交通というのは今から大きいなということで、取組まれておりますので、その指導というか課題で上がってくることに對しては、このような方法が、地域マネジャーだけでなく、ございますよと。それから、他の自治振興区も取組まれている事業多いので、その辺を参考にされて取組まれてはいかがですかという情報共有の場も設定しながら取組んでいるのですが、取組まれる自治振興区はいち早く必要だと思われれば早いのですけれども、なかなか取組まれないところが取組まれないという二極化しているという実態はあろうかと思いますが、対応ができるようには横の連携は深めています。自治定住課自体の課題は少ないのですよ。振興区から上がってくる相談内容は、ですからその担当課とおつなぎしたり地域マネジャーを活用してもらったりというところで対応して、少しずつではあるのですけれどもマネジャーの活動も広がりを見せているということはあるかと思えます。

○徳永泰臣委員 地域マネジャーの話が出たのですけれども、地域マネジャーについては人口とか世帯とかそういうのはあまり考えずに人員配置はされているのですか。限度があるのかどうか教えていただきたい。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 限度はございません。ただ同じ業務を例えば2人でするとなると、すみ分けというか、例えば、空き家でしたら掘り起こしはこちらで、登記相続はこちらですとか、そういう理由が明確であれば、それは2人体制取組まれても構いませんよという形では行っています。

○徳永泰臣委員 予算的なものがあるではないですか。そういうのはどうなのですか。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 一自治振興区420万円までという予算を組んでいまして、これを超えるしこれでは困るところは今のところはないです。この予算が国の集落支援員制度という特別交付税の対象になっていまして、実際には市の持ち出しではないのでつきやすいのですけれども、庄原市の人数は非常に多くて、広島市でも20人いるかいなか、東広島市も20人いるかいなかののですけれども、庄原市の場合38人。規模的な活動日数が少ないので、どうしても人数が多いのですけれども、それと地域内の人を選ばれているので、そういう状況です。

○徳永泰臣委員 ですから、大きい小さい関係なく一律420万円までというくりなのですね。

○吉川遂也委員長 自治振興区の10人の構成されたメンバーの中で出てきた結論で、行政と住民自治組織の役割分担、関係性の見直しという結論があったと思うのですが、その点についていうと今まで住民自治組織の自治を大事にする、交付金を出す、それぞれ自治振興区の手配の差は出てきている

という行政と自治振興区の関係性。これの見直しということになると、どういうふうな見直しができるかな方向があるかということ市はどう考えておられるかということを知りたい。

○中村雅文自治定住課長 先ほどから言いましたように自治振興区に業務へのお願いというのは、交付金に絡んではない。あとは個々の自治振興区の判断なのですけれども、結局、積極的に取り組まれる自治振興区が基準になってくると、他の自治振興区も取り組まざるを得ないのだと思うのですよね。そこで体制が整ってなかったり、若干考え方が違ったりすると差が出てくるのかとは思いますが、ですからよく自治振興区の中で話が出る時に、できないことは受けないでくださいと。本当にやらなくてはいけないことを優先してやってくださいと。もうできないならできないと。よそがやってもできないのですから、無理のないように自分たちの役割を果たしていただければいいのではないのですかということ最近言うようになったのですけれども、なかなか断りにくいのかなど。よそがやっていると、何でうちはできないのかという話にどうしてもなるのかなどは思うのですが、そこは何でもかんでもできないので、優先順位をつけて取り組んでくださいという話はしております。

○吉川遂也委員長 役割分担の関係性の見直しを提言されて今後どうするかということについて言えば、今のところ住民自治の自治という部分を大事にして、それはやるもやらないも含めてそれは自分たちの判断ですよという態度を強化するのか。それともできない部分は市が積極関与して、例えばアドバイスをするとか、やり方を提言するとか、そういった方向に動くのか、その辺の考え方はどうですか。課長。

○中村雅文自治定住課長 相談がありましたら対応はしていきたいと思うのです。結局出向いて話を聞くと言われるのですけれど、ふだんから支所とか自治定住課への相談があるかということ意外にないのです。そういう体制になってないと感じられているのかとも思いますが、基本的にはもう困ったことは、支所なり自治定住課に相談いただければ対応します。こちらから行って聞いたときには言われるのですけれど、ふだんは相談、意外とないのでどうかというところが少し難しいのかなど。あてにされていないこともないのでしょうかけれども、行けば言われるのですけれど、行かないときは余り相談が意外とないというところを感じています。もっと行けばいいのかもしれない。

○吉川遂也委員長 恐らく今後の市民と語る会で共通テーマに上がる可能性もあったので、それぞれの班に分かれて我々が話を聞くときに、きょうの話を参考にいろいろ対策であるとか市の考え方を代弁しないといけない部分も出てくるかと思う。その辺も含めて想定をしながらの話になっていると思いますので、それぞれ委員の中で回答ができるような準備という必要もあろうかと思えます。そういった点で、先ほどからあるようにお金の配分等も問題で出てくるかと思うのですが、感覚として予算は十分全て消化されていないとは思いますが、振興区として足りているというような感覚を持っておられるか、余っているか、それともまだ足りないというような気がすると思われているのか、その辺は市としての感覚はどうですか。課長。

○中村雅文自治定住課長 正直言いますと何とも言えませんが、私が自治定住課に来たときに講演会をやったときに、明治大学の小田切徳美先生という中山間とか農業政策に詳しい方に来ていただいたのですけれど、この市の交付金の中身を説明したときにこれはすごいと。私は広島県内では三次が一番と思っていましたが、庄原ですと言われました。だからその額が多いのかどうかは別として、それなりの対応せざるを得ない部分もあります。NPOとか民間企業とかまちづくり団体が都市部のように多いわけではないので、そこは自治振興区とともにというスタンスでいっていますので、多いとは思

いません。ただそのように言われていたので、そうなのかと思ったのです。実際に自治振興区の方は恐らく、言い方は悪いですがこれぐらいだろうと、当たり前だろうという感覚があらわれますので、そのずれが若干ありますけれども、十分とも言えませんし、不十分とも言えない。なかなか難しいなど。取り方によってそれぞれあるのかと思います。

○吉川遂也委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 交付金は事業計画、事業報告、決算報告は、課へ出ているのか。返還状況にあるような振興区はないのか。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 返還もありますけれども、あったにしても額はもう少額です。数万円とかです。ちょうど、ほぼ予算で活用はされています。

○政野太委員 振興計画は全自治振興区で、更新時期はそれぞれですよ、多分。平成26年頃につくっておられる、大体全部。それ以降、更新をされている振興区、されていない振興区の数はどれぐらいになりますか。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 全部は把握していないのですが、7割程度の振興区が更新をされています。主に5年間の計画で見直しをされている地域が7割、残りの3割が10年に1度で、2回目を今迎えたところがあるようです。振興計画の変更があった場合はあげてくださいということは言っているので、全部振興計画の最新はあるのですが、それが定期的にやられているとか、何年に1回やりなさいとかというのがないので、少しばらつきが出ていますけれども、ほぼ7割の振興区が5年計画で見直しをされている。

○政野太委員 この計画は何か法的なあれがあるのでしょうか。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 ないので、市の交付金なり補助金を使うときに一部、特に自治振興活動促進補助金なんか上限300万、8割補助なので、この計画の中にある事業でないと申請できませんよというところが1番大きい。

○吉川遂也委員長 政野委員。

○政野太委員 先ほどのような各振興区で担い手がいないとか高齢化とかいろいろな課題が出る中で、振興計画とうまくかみ合わない部分が出てきているのではないかと思います。例えば振興計画がなかなかうまく進んでいないところにおける課題というのが、やはり先ほど言われたような課題が直面しているとかという実態、実感はありますか。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 あると思います。

○吉川遂也委員長 振興計画についても自治なので、それらはそれぞれの自治振興区が自分たちの課題でつくられるということで、特に市が何かアドバイスするというようなことはないということですか。課長。

○中村雅文自治定住課長 相談がない限りはありません。

○堀井秀昭委員 くくってしまっただけで自治振興区と言われたら、そうかなと住民はみんな思っていますけれども、基本的に自治振興の考え方が昔ながらの集落、この単位を抜けられないのよね。ですから集

落三つ四つ五つ合わせて何々振興区でございますと言っても、住んでいる人の心の底には自分が住んでいる集落が自治振興単位のままなのです。そこをどのように崩すかというのが1番の課題なのだけれど、何かいい案はないのか。

○吉川遂也委員長 課長。

○中村雅文自治定住課長 本村自治振興区で軒数がなくなって、1軒1自治会というのがあるのです。2軒1自治会というのもある。よそと一緒にならない、もうこのままでいいですと。そこでいろいろな課題が解決されないと思うのですけれども、そのまま住み続けられればそれはそれで認めるのです。不都合なりが出た場合は、ある程度自治振興区がコーディネートしてあげないといけないのではないかと思います。そこで自治振興区に任せるのではなくて、それは自治定住課もそうでしょうし、関係課と一緒に考えていくという方法はあるのだと思うのですけれども、先ほど堀井委員言われるように、もう自分の地域でという考えが強い方が多いので、なかなか他の者が入ってすんなりいかといえれば難しいのかと思います。

○吉川遂也委員長 政野委員。

○政野太委員 うちのほうでも最近自治会に入らないと脱会される方もふえてきているのですよね。この今もらっている資料でいうと人口、これは人口だから全員入っていると思うのですけれども、例えばその自治会への加入率、自治会イコール振興区なのか。そこもはっきりわかりませんが、恐らくそれは一緒だと思うのですがそこについての加入率は今、ばらつきがありますか。今数字があれば、例えば庄原地域に5,790人いらっしゃるけれど、恐らく大分少ないのではないかと思いますよね、自治会に入られている方自体が。そういうところについての何か数字は何か見えるものがありますか。

○中村雅文自治定住課長 議員おっしゃられるように、自治会加入率もこの交付金の中に加味しろという意見も最近出てまいりまして、自治会加入率その年どしで当たって調査をしています。1番低いのが敷信で、約60%前後で推移しています。4割は入っていない。庄原が約70%、東も70%というところが最低です。あとはもう95%以上の加入率です。やはり新しい住宅が多いですし、もともと庄原ではない方は入らなくてもいいという感覚をお持ちなのですから、ごみステーションとそれから子供会、この二つのときに入られるそうです。最初は入らないけれどもごみが捨てられない、それから子供会があってその活動に振興区なり自治会からの補助金なり活動費が出ているというところに入られるそうです。

○吉川遂也委員長 自治会費は取られているのかどうか。課長。

○中村雅文自治定住課長 自治会費は取られています。1番高い自治会費が恐らく年1万円程度だと思います。それは自分のところで集会施設をお持ちのところが多いです。それがない場合は、5,000円とかです。

○吉川遂也委員長 そうなると自治会活動として、以前敷信で市民と語る会であったのですけれども、自治振興区の活動として子供の見守り。交差点で旗を振るとかというのに振興区ではない、あるいは振興区に加入してない子供が通ると。その子の分の旗を振らないわけにいかないと。極端な例ですけど、要は会費を払っていない、自治会に入っていない人の分と差をつけにくいというところの悩みもあるのだという話も聞いて帰った記憶があるのですけれども、その会費を払っていない、振興区に入っていないということと入っている人の差は、先ほど言われたごみと子供会だけならもう入らなく

てもいいと言う人もいてもわからでもないというところもあるのです。入らなくていいか、その辺の指導という考えはないのですか。よく、脱会するのだがとか入りたくないと言われているのだがという相談が非常に多いです。強制はできません。裁判されたところもあって、もうほとんど負けています。やはりどういう活動をしているのかというのもし知られていないので、それを知っていただくことが1。それから次はやはりその人たちがある程度魅力的に感じる活動をされるのが2。それを続けていった上で、その結果がどうなるかはあるかと。この1と2に至っていないので、それは入られなくてもある程度やむを得ない部分もあるのかとは思っています。やはり活動の情報発信と活動の充実がどの自治振興区でも加入率云々の前にされなくてはいけないのだろうとは思っていますので、そここのところを一緒に話をさせていただいております。

○政野太委員 山内の加入率だけ聞かせてもらってもいいですか。

○中村雅文自治定住課長 令和3年ですけれども、庄原が75、高が99、本村が100、峰田が96、敷信が55、東が67、山内99、北が98、西城が96、八鋒が90、小奴可が100、八幡が99、田森が100、東城が100、帝釈が100、久代が94、新坂が75、口和が99、上高が100、下高が95、比和が99、総領が99、平均して87.3。

○吉川遂也委員長 指定管理で施設管理をされているところと自治振興区は全部一緒になるのですか。この1億数千万入っているのとプラス指定管理料が入るということですよ。課長。

○中村雅文自治定住課長 普通、指定管理料には人件費を見るのですが、この振興区の場合、人件費は交付金で見ているのです。それは、はっきりわかりませんが、恐らく施設管理ではなくて地域づくりとか様々な活動を担うということで、指定管理に入れるとそれしかできないので恐らくその人件費は外して交付金で見ているという形になっているのです。交付金の中には施設の管理も地域コミュニティ活動も生涯学習事業も含まれた交付金という形で、この振興センターだけです。人件費が別なのは。

○吉川遂也委員長 職員、事務局を受けておられる方が指定管理の業務だけをするということは考えられないということですよ。だからそのほかの地域課題を解決するような業務が主であると、皆さん理解されて活動されているのでしょうか。課長。

○中村雅文自治定住課長 恐らく。それと自主事業として、中山間直接支払の事務の事務局をされて、手数料もらえるところもありますし、文化協会、それから老人クラブ、それから体協、この事務局も担われて手数料をもらわれて、自主財源といいますか、という形をされているところがございます。私どもは施設の管理と自治振興区の活動をしていただければ、そこの部分については別に勤務時間でやってはいけないとか、業務に支障を来さない限りはそのような事業で自主財源の確保というのも認めていますので、そのような自治振興区もございます。文化協会もありますね。

○吉川遂也委員長 雇用関係でいうと雇用主は自治振興区ということで間違いないわけですね。それに、例えば昇給がないとか、賞与がないとかということ市へ言うべきでなくて、自治振興区で独自に解決すべき問題と捉えていいのですね。

○中村雅文自治定住課長 基本的にはそうですけれども、元の財源が決まっていますので。

○吉川遂也委員長 例えば、定期昇給で一応設定されているもの以上のものを求めるのであれば、会費収入を上げてやるとか、自主事業をふやして収益を立てて、労賃を上げるとかということも別に制限なくできるということですか。

- 中村雅文自治定住課長　　そうです。極端に言えば事務局長、統括職員の給与を下げて、その部分を事務職員に回すというのも可能。うちはあくまでも基準で出しているだけなので、中身の配分は自由ですから。それと、若い職員を入れて活動を活性化とよく言われるのですけれども、どうも見ていると本当にそのようになっているのかと。やはり地域を知って、人を知ってということでない、一定程度の年齢層の方がおられたほうがいいのかとも思うので、若い職員の方は少ないのですけれども、その辺は総意の違いはどうしても出るのかとは思いますが。若い方が入られてどういう活動を求められるのかというのも具体的には言えないのですけれども、パソコン等の時代なのでそういう優秀な人を入れてまちづくりと言われるのですが、やはり人を動かさないといけな。その辺は懇談会でよく言われるのですけれども、本当に地域の願いとか活動についてはそれが必要なかどうかは非常に地域で差があるのかなと思います。
- 吉川遂也委員長　　そういう方は市の職員のOBが恐らく最適任の方なのかなと聞こえるのですけれども、定年が延長になったりすると余計地域に入って活動する期間が短くなるというか、人材がいなくなるということは出てくると思うのです。そういうことにも関連してくるのではないかなと思いますが、どうですか。課長。
- 中村雅文自治定住課長　　今から私もそうなのですが、60歳で管理職を外れていきます。5年間あるのですけれども、60歳から65歳までの市の職員の在り方も変わってくると思うのです。内部で今話しをしているのは、そういう地域のコーディネーター役として職員も何人が配置するような形にしてあげれば、補助金申請であるとか新しい事業の展開であるとか、少し事務局の負担も軽減されるのかと思います。それを実際に県の単位でやっているのが高知県であったり、島根県が地域分けにしてそこへ職員を置いて市町担当して、県の事業であるとか国の事業であるとか、コーディネート役に入られているというのをお聞きしているので、今から市の職員なのか県がやってくれるのかわかりませんが、そういうのを一つはやらないと恐らくかなり厳しいのではないかなとは思いますが。
- 吉川遂也委員長　　ほかにありますか。副委員長。
- 藤原洋二副委員長　　この自治振興区への補助金。国からの普通交付税であるとか、特別交付税の財源はどれぐらいありますか。測定単位が面積とか人口とか。
- 吉川遂也委員長　　課長。
- 中村雅文自治定住課長　　活動促進補助金に過疎ソフトがあたって、あと地域マネジャーに特別交付税があっていると。あと振興区の活動費についてはそれぞれ市の裁量であたる場合もあるのですけれども、近年は恐らく特定財源はあたっていないと思います。
- 藤原洋二副委員長　　自治会活動と振興区活動では市内で相当差があると思うのですけれども、先ほど出ていたように老人クラブであるとか自主防災とかいうのを自治会でやっている率、振興区でやっている率も相当あるかと思う。それと自治振興区活動の中で、地域交通であるとか地域包括ケアも着手されているかどうか、そこら状況をお伝えいただきたい。
- 吉川遂也委員長　　課長。
- 中村雅文自治定住課長　　地域包括ケアについては旧市町単位で分けられているようで、その7つの単位ではほぼ協議体をつくられて、その地域包括ケアの受け入れの体制を整えられていると伺っています。ただ、庄原に8つ、東城に7つあるのですけれども、それが全てうまくいっているかというところと少し違うのですが、組織自体はほぼ立ち上げられているとは聞いています。

- 藤原洋二副委員長　　老人クラブとか自主防災が自治会で運営されている率はどれぐらいかわかりませんか。振興区でされているのか、自治会でしているのか。高野でいうと二つの振興区に分かれていて、やり方が全然違うので。自治会、自治振興区でもうされているのか。
- 中村雅文自治定住課長　　わかりませんが、自治会単位での自主防災組織の結成は進んでいるのですが。199自治会があると言いましたが、半数行くか行かないか程度かと思います。数字はわかりません。危機管理課に聞けばわかると思います。
- 吉川遂也委員長　　ほかにありますか。では課題の共有ということでいろいろお話しいただきましたので、それぞれの委員の中で課題共有あるいは市がどこまで問題意識を持っているかということについては、十分理解できたのではないかと思っております。今後市民と語る会等で、きょう得た情報をもとにいろいろお話をいただきたいと思います。また自治定住課にはアンケートの結果等をまとめたものでもし提供いただける資料があれば、当委員会に提供できるように整えていただければということ要望したいと思います。ではほかに意見がないようですので、本日はこれで散会したいと思います。ありがとうございました。

午後2時41分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長